

備前市ボランティア活動感謝状贈呈規程

(趣旨)

第1条 この告示は、ボランティア活動を行い、他の模範となる功績のあったものに対する感謝状の贈呈について、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈の基準及び対象)

第2条 贈呈の基準及びその対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内において、ボランティア活動を5年以上継続して実施し、その功績が顕著である個人又は団体
 - (2) 前号に掲げるもののほか、活動の功績が特に顕著であると市長が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、対象となる活動について、岡山県知事又は市長の表彰を受けたことのあるものは、感謝状贈呈の対象としない。

(候補者の推薦)

第3条 自治会長(区長・町内会長等)は、前条第1項の基準に該当し感謝状贈呈にふさわしいものがあるときは、備前市ボランティア活動感謝状贈呈候補者推薦書(別記様式)により市長に推薦することができる。

(選考委員会)

第4条 贈呈候補者を選考するため、備前市ボランティア活動感謝状贈呈選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、推薦のあったものの中から贈呈候補者を選考する。
- 3 委員会は、活動の功績が特に顕著なものについては、前条の推薦によらず贈呈候補者を選考することができる。

(組織)

第5条 委員会は、副市長、各室部長、日生総合支所長、吉永総合支所長をもって組織する。

- 2 委員会に会長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、会長が招集する。

(決定)

第6条 市長は、第4条第2項及び第3項の規定により委員会が選考した贈呈候補者の中から贈呈者を決定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
略